

米穀の品質表示ガイドラインの制定について

米穀販売業者等は、米の表示について、「玄米及び精米品質表示基準」(平成12年3月31日農林水産省告示第515号。以下「表示基準」という。別紙「ポイント」参照)等に従い、適正な表示を行っているところである。

しかしながら、今後、食糧法の改正等米穀業界を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消費者ニーズに応じた米穀の生産、流通、消費を確保するとともに、その基礎となる消費者の適切な商品選択に資するため、下記の「品質表示ガイドライン」を定め、米穀の表示のより一層の適正化に努めるものとする。

記

米穀の品質表示ガイドライン

1 品質表示への基本姿勢

(1) 品質表示の基本原則

品質表示の主たる目的は消費者の商品選択に役立つことであり、消費者にとって分かりやすく、正確で誤認を生じさせない表示が基本原則である。商品の販売を優先するあまりその基本原則から逸脱しないものとする。

(2) 法令遵守の徹底

企業トップ自らが表示の基本原則及び法令遵守(コンプライアンス)の重要性を認識し、率先して、適正な品質表示が確保されるよう役職員にその周知徹底を図るものとする。

2 品質表示の自主基準

米穀販売業者等は、表示基準が適用される精米及び玄米について、表示基準のほか、次の自主基準に沿って表示するよう努めるものとする。

(1) 一括表示の方法等

ア 一括表示の位置

消費者が店頭で容易に確認できるよう、一括表示欄を米袋の最も大きな文字で表示されている表示事項のある面と同一面に表記する。

イ 欄外記載

一括表示欄の該当する欄に欄外の記載箇所を表示して産年又は精米年月日を当該箇所に記載する場合には、

消費者が見やすい位置に記載するとともに、一括表示欄にはその記載箇所の具体的な位

置を明記するものとし、「一括表示欄の右側に記載」、「一括表示の右（又は左）側面下（又は上）に記載」、「反対面下部に記載」等と標記する。

産年又は精米年月日の表示に用いる文字については、背景の色と対照的な色とするとともに、消費者が見やすい大きさとする。

(2) 表示禁止事項

次の表示は行わないものとする。

ア 優良と誤認させる表示（一括表示欄外の表示）

客観的な根拠に基づかないで、「特上」、「特選」、「最高級」、「超」、「究極」等の用語を用いることにより、当該商品が特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示

その他、商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係のある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示

イ 表示事項の内容と矛盾する用語の表示

産地及び品種が同一で産年の異なる原料玄米について、単一原料米と誤認されるような産地及び品種の強調表示

この場合の強調表示としては、「複数年産使用」等と記載する。

(3) 一括表示欄以外の表示等【情報提供】

一括表示欄以外の米袋部分については、表示基準第5条に規定する表示禁止事項のほかは、その表示に根拠があれば自由に表示可能であり、消費者への情報提供手段として積極的に活用する。

ア 賞味期間、保存方法の表示

賞味期間、保存方法を表示するよう努めるものとする。例えば、「直射日光があたり涼しい所に保存し、1ヶ月以内を目安にお召し上がり下さい」と記載する。

イ 食味値の取扱い

食味値を一括表示欄以外に表示する場合にはその数値のみを記載するのではなく、その数値をどのような方法で計測したかなど、消費者が食味値の意味を判断する上で必要な情報を併記する。

ウ 中身の見える米袋

消費者が自分の目で中身を確認できるよう、相当部分が透明な米袋を用いる。

3 精米の品位基準

うるち精米を販売する場合（販売先が特に品位について条件を付した場合及び品位の程度を米袋等に表示して販売する場合を除く。）には、品位基準に適合するものを販売するものとする。

この場合の「品位基準」は、土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入されていないこととするほか、次のとおりとする。

水分（105度乾燥法によるものをいう。）は、16.0%（全量に対する重量比をいう。以下同じ。）以下とする。

粉状質粒（粒質が粉状又は半粉状の粒をいう。）は、15%以下とする。

被害粒（汚染し、又は損傷を受けた粒をいい、着色粒を含み、砕粒を除く。）は、2%以下とする。

着色粒（粒面の全部又は一部が着色した粒をいい、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のもを除く。）は、0.2%以下とする。

砕粒（完全粒の3分の2から4分の1までの大きさの粒をいい、具体的には、針金25番線ふるい目の開き1.7ミリメートルのふるいをもって分け、そのふるいの上に残る程度の大きさの粒をいう。）は、8%以下とする。

異種穀粒（うるち精米以外の穀粒をいい、消費者の食用に供するため混入した穀粒を除く。）及び異物（穀粒以外のもの及び完全粒の4分の1未満の大きさの粒をいう。）は、0.1%以下とする。

4 無洗米の品質基準

無洗米の製造に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 品質基準

無洗米（うるち精米及びもち精米のうち、洗米せずに炊飯に供することを目的として特別に調製されたもの）の製造に当たっては、(2)の濁度測定方法による計測値を40ppm以下とするとともに、一般精米と同等の品質を確保する。

(2) 濁度測定方法

検査試料5グラム及び水温20℃の水道水400mlを容器に入れ、30秒間振盪（振幅40mm、1分間に150回）させた後の溶液について、日本工業規格K0101（工業用水試験方法）に基づく透過光測定法又は積分球式光電光度法により測定を行う。

5 精米の仕立て方の見直し等

表示基準に従って適正に品質表示を行うためには、表示に密接に関連する原料の仕入、製品の製造、納入先との取引等について、見直し、改善が必要であり、次により取り組むものとする。

(1) 原料玄米の計画的な手当て

原料調達が間に合わずに表示と異なる玄米又は未検査米を用いる事態を起こさないよう、次により対応する。

主要な納入先に対し一定期間の商品発注見込みの提供を要請し、これらに基づき商品の受注見通しを立て、その製造に必要な原料玄米を計画的に手当てする。この場合、在庫保有コストを勘案しつつ、使用する数量、頻度等に見合う原料在庫の目安を主要産地銘柄別に定めておく。

原料調達が間に合わない注文については、しかるべき責任者の判断を得て受注しない。

(2) 計画的な製造等

適正な品質表示に資するためにも、次により計画的な製造等に努める。

商品アイテムごとの受注後納入までの所要日数・時間を納入先にあらかじめ説明し、余裕ある発注に協力を求める。

(1)の受注見通し及び実際の発注に応じて、計画的に原料玄米のとう精を行う。

とう精後一定の調製工程を必要とする製造の実態やとう精から数日経過しても品質への影響は極僅かにすぎない商品特性について納入先に十分に説明し、適正な表示日付による納品に理解・協力を得る。

製造工程における異品種混入を防ぐため、製造ラインの残存粒を減らす装置の設置・改良、原料切替時における製造ラインのクリーニングを徹底する。

(3) 精米の仕立て方の見直し

今後、消費者、外食事業者等の多様なニーズへの対応や商品の差別化を一層進めていく必要がある中で、適正な品質表示を行いつつ製造コストの増嵩を抑え、又は低減するため、次により精米の仕立て方の見直し等に取り組む。

単なる流通業者ではなくメーカーとして、これまでに蓄積してきた食味関連ノウハウやブレンド技術を活かし、産地・品種・産年のみに依存せず自社名や商品名を前面に打ち出した特色ある自社ブランドを企画・開発する。

その際には、品質・食味・価格の安定・平準化、原料の安定調達を通ずる製品の安定的な供給等に有効なブレンド米を活用するものとし、その原料玄米の構成及び表示方法について創意工夫をこらす。

開発した自社ブランド品については、同一原料構成で米袋の仕様を変える等により、幅広く納入先に提案し、販売数量の拡大を通じて原料玄米の産地銘柄数の削減を目指す。

卸売業者間の連携を進め、統一ブランドの共同開発、精米工場間の相互受委託により、1アイテム当たり生産量の拡大に努める。

なお、表示に責任を負う者として一括表示の販売者欄に自己の名称等を記載する委託者は、委託先の精米業者が製造する精米の表示内容を十分点検し、表示基準の遵守を徹底させる。

(4) 納入先との取引条件

消費者の低価格米志向が定着をみせる中で、主要な納入先である量販店、大型外食事業者間の競争は激しく、卸売業者に対して価格等の取引条件について厳しい要求がある。もとより、消費者ニーズを起点とした事業展開を図る観点に立って、品質、価格等に応えられる多様な原料玄米の調達、製造コストの低減等に今後とも不断の努力が必要である。

取扱いの大宗を占める自主流通米の価格は主として入札取引の落札価格と指標価格により決まる上に、精米の付加価値率は著しく低いという商品特性がある。

主要な納入先から対応が難しい価格等の取引条件を提示された場合には、担当者個々の判断に委ねることなく、全社的な検討の中で取引継続の可否を含めて対応策を決める。

納入先からの返品の手続きについては、あらかじめ納入先との間でその条件について明確に定めておくものとし、具体的事案には、公正取引委員会が定める「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」に則り的確に対応する。

なお、返品された精米については、解袋すると、表示基準に規定する「原料玄米を用い」には該当しないため、解袋前に原料玄米欄に産地、品種及び産年を表記していたものであっても、新たにそれらを米袋に表記することはできず、また、再調製してもその日を精米年月日として表記することはできない。

6 不適正表示防止策の強化

表示に関する責任の所在を明確化するとともに、相互チェックが可能な監督体制、社内管理体制、社員教育体制及び人事システムを整備し、全役員及び全従業員に対して品質表示制度について啓発を行い、その遵守を徹底するものとする。

7 帳票類の整備

販売業者等は、自己の責任により品質表示を行い、その内容について消費者等に説明する責任があるので、対外的な説明等に統一して対応できるよう、本協議会が別途定める標準的な様式(モデル帳票)により、帳票類の整備に努めるものとする。

特に、未検査米については、その適正使用の確保を図るため、原料の仕入から玄米での販売、製品の製造、最終製品の販売までの全過程を通じて、帳票類の整備を行うものとする。

附 則(平成15年12月24日改正)

この改正(3の精米の品位基準を追加)は、平成16年4月1日から施行する。